

盛ス少第 10 号
令和 4 年 6 月 2 日

登録単位団 御中

盛岡市スポーツ少年団
本部長 白根 敬介

岩手緊急事態宣言解除におけるスポーツ少年団活動について(協力依頼)

平素より、盛岡市スポーツ少年団の運営にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、標記宣言の解除に伴い、スポーツ少年団活動について岩手県本部より協力依頼がございました。

つきましては、今後の活動にあたりまして、引き続き十分な感染症対策を行ったうえで活動を実施していただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

記

1 今後の活動について

感染防止対策を徹底するとともに、活動にあたっては、令和 4 年 5 月 31 日付けス第 121 号岩手県スポーツ少年団本部長宛協力依頼通知書に則した対応をお願いいたします。

【添付資料】

- 1 令和 4 年 6 月 1 日付け岩ス少第 10 号各市町村スポーツ少年団本部長宛依頼文書
- 2 令和 4 年 5 月 31 日付けス第 121 号岩手県スポーツ少年団本部長宛文書(写)
- 3 令和 4 年 5 月 30 日新型コロナウイルス感染症対策本部第 57 回本部員会議知事メッセージ
- 4 令和 4 年 5 月 30 日付け教学第 427 号、教保第 177 号県立学校長宛通知文書(写)
- 5 令和 3 年 4 月 6 日通知「県立学校の部活動について」
- 6 令和 4 年 5 月 23 日付け文部科学省「学校生活におけるマスク着用について」
- 7 文部科学省「学校生活における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(抜粋 マスクの着用)

(公財)盛岡市スポーツ協会
盛岡市スポーツ少年団 事務局
担当：中村 悦子
TEL : 019-601-5700
E-mail : suposyou@morioka-sport.or.jp

岩 少 第 10 号
令 和 4 年 6 月 1 日

各市町村スポーツ少年団本部長 様

岩手県スポーツ少年団
本部長 白根 敬介
(公 印 省 略)

岩手緊急事態宣言の解除について

日頃より 本県のスポーツ振興につきまして、ご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。
さて、標記宣言の解除に伴い、県文化スポーツ部より別添のとおり協力依頼がありました。
つきましては、今後の活動にあたっては、引き続き感染防止対策に万全を期し、市町村教育委員会及び
市町村体育・スポーツ協会等と連携した活動をお願いいたします。

【添付資料】

- 1 令和4年5月31日付けス第121号岩手県スポーツ少年団本部長宛文書（写）
- 2 令和4年5月30日新型コロナウイルス感染症対策本部 第57回本部員会議 知事メッセージ
- 3 令和4年5月30日付け教学第427号・教保第177号県立学校長宛通知文書（写）
- 4 令和3年4月6日通知「県立学校の部活動について」
- 5 令和4年5月23日付け文部科学省「学校生活におけるマスク着用について」
- 6 文部科学省「学校生活における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」
(抜粋 マスクの着用)

【担 当】

岩手県スポーツ少年団本部
(公益財団法人岩手県体育協会内)
主事 細川 美智子
TEL 019-648-0400 FAX 019-648-1600
E-mail:taikyo@iwate-sports.or.jp



ス 第 1 2 1 号
令和 4 年 5 月 31 日

岩手県スポーツ少年団本部長 様

岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課総括課長

「新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言」の解除に伴うスポーツ少年団活動について（協力依頼）

このことについて、昨日、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言」が解除されましたので、お知らせします。

つきましては、これらの内容について御了知いただくとともに、スポーツ少年団活動については、下記のとおり、引き続き、感染拡大防止に万全を期するよう、よろしく申し上げます。

また、本件について、市町村スポーツ少年団本部及び単位団に対しても周知いただきますようお願いいたします。

記

1 スポーツ少年団の活動については、令和 4 年 5 月 30 日付教学第 427 号、教保第 177 号「岩手緊急事態宣言解除に伴う学校における対応について（通知）」を参考に、次のとおり行うこと。

- (1) 実施については、地域の感染状況や競技特性及び活動形態等を踏まえ、慎重に判断すること。
- (2) 当面、活動時間は、可能な限り時間短縮を図ること。
- (3) 他団体との練習試合や県外へ移動して活動（県外の団体等との活動を含む）する際は、事前に遠征先の感染状況や制限等を確認し、慎重に判断すること。
- (4) 大会等の参加に当たっては、主催者が示す「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に基づいた行動を徹底すること。併せて、大会参加前後の健康観察を徹底すること。
- (5) 上記に加え、これまで同様、令和 3 年 4 月 6 日通知「県立学校の部活動について」を参考に、感染対策を徹底するとともに、以下の点に留意すること。

ア 活動前後での集団での飲食や更衣室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、活動に付随する場面での感染症対策を徹底すること。

イ 大会や練習試合等における他団体団員及び指導者との接触は、必要最小限とすること。

ウ 競技中以外において、身体的距離が十分とれないときはマスク着用を徹底すること。

ただし、気候の状況等により熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合は、マスクを外すこと。その際は、換気や生徒等の中に十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるなどの配慮をすること。

エ 競技用具及びベンチ等、共用物品の消毒を徹底すること。

2 添付資料

- (1) 知事メッセージ
- (2) 岩手緊急事態宣言解除に伴う学校における対応について（通知）
- (3) 県立学校の部活動について
- (4) 学校生活におけるマスク着用について
- (5) （抜粋）学校衛生管理マニュアル（マスクの着用）

【岩手県ホームページ】

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryuu/covid19/index.html>

【生涯スポーツ担当】

主査スポーツ振興専門員 佐々木（019-629-6794）

新型コロナウイルス感染症対策本部 第 57 回本部員会議
知事メッセージ（令和 4 年 5 月 30 日）

県内の感染状況は、ゴールデンウィーク後半から感染者の増加が見られていましたが、5月14日から、人口10万人当たりの新規感染者数が、17日連続して減少しました。

新規感染者数の減少傾向が2週間程度継続したこと、重症者数も少なく、病床使用率が20%程度で推移しているなど医療提供体制が維持できていること、などから、本日、「岩手緊急事態宣言」を解除します。

岩手緊急事態宣言は解除しますが、コロナがゼロになった訳ではありません。

県内では現在でも、教育・保育施設や高齢者施設等において、クラスターが確認されるなど、引き続き、感染の流行が継続しているところです。感染対策への気の緩みが再び感染拡大につながります。

県民の皆様には、手指衛生、換気などの基本的な感染対策の徹底の継続をお願いします。

マスク着用は、会話の有り無し、周りの人と離れているかどうか、屋内か屋外かなど、場面に応じて上手に使い分けしましょう。

飲食店利用については、感染対策が整っている「いわて飲食店安心認証」店の利用を推奨します。会食は、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクの着用をお願いします。

発熱等の症状のある子どもの保育園、学校等の登園、登校の自粛をお願いします。

症状のある方は医療機関の早期受診を、感染に不安のある方はPCR等無料検査を活用頂くようお願いします。

ワクチン接種希望の方は、早めの接種をお願いします。

県民の皆様には、基本的な感染対策を徹底して頂き、感謝申し上げます。引き続き、場面に応じた感染対策を徹底して頂き、新規感染者数を更に減少させていきましょう。

県では、「いわての食応援プロジェクト」や「いわて旅応援プロジェクト」を実施しています。これらをご利用頂き、県内の飲食店や宿泊施設等を応援して頂くようお願いします。

基本的な感染対策を徹底しながら、社会活動、経済活動を行っていきましょう。

令和 4 年 5 月 30 日
岩手県知事 達増 拓也

写

教 学 第 4 2 7 号
教 保 第 1 7 7 号
令 和 4 年 5 月 3 0 日

各県立学校長 様

学 校 教 育 室 長
保 健 体 育 課 総 括 課 長

岩手緊急事態宣言解除に伴う学校における対応について（通知）

岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部は、第57回本部員会議（令和4年5月30日）を開催し、岩手緊急事態宣言（令和4年2月1日改訂）について、令和4年5月30日をもって解除することとしました。

ついては、岩手緊急事態宣言解除に伴う教育活動について、下記のとおり適切に対応するようお願いいたします。

なお、学校における新規感染者数の抑え込みを最優先として、引き続き感染拡大防止対策を徹底するようお願いいたします。

記

1 教育活動について

- (1) 校外で行う活動（修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等）については、十分な感染防止対策を行った上で実施すること。
- (2) 体育祭等の学校行事は、地域の感染状況等を踏まえ、学校長が慎重に判断すること。
- (3) 公共交通機関による通学での密を避ける必要がある場合には、時差通学等の対応を検討すること。

2 部活動について

- (1) 実施については、地域の感染状況や競技特性及び活動形態等を踏まえ、慎重に判断すること。
- (2) 当面、活動時間は、可能な限り時間短縮を図ること。
- (3) 他校との練習試合や県外へ移動して活動（県外の学校等との活動を含む）する際は、事前に遠征先の感染状況や制限等を確認し、慎重に判断すること。
- (4) 大会・コンクール等の参加に当たっては、主催者等が示す「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に基づいた行動を徹底すること。
併せて、大会参加前後の健康観察を徹底すること。
- (5) 上記に加え、令和3年4月6日通知「県立学校の部活動について」に基づいた感染対策を徹底するとともに、以下の点に留意すること。
 - ・ 部活動前後での集団での飲食や部室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、部活動に付随する場面での感染症対策を徹底すること。
 - ・ 大会や練習試合等における他校生徒及び教職員との接触は、必要最小限とすること。
 - ・ 競技中以外において、身体的距離が十分とれないときはマスク着用を徹底すること。
ただし、気候の状況等により熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合は、マスクを外すこと。その際は、換気や生徒等の間に十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるなどの配慮をすること。
 - ・ 競技用具及びベンチ等、共用物品の消毒を徹底すること。

【担当】

- | | |
|-------------|---------------------------|
| ○教育活動に関すること | 学校教育室高校教育担当（019-629-6140） |
| ○部活動に関すること | 保健体育課学校体育担当（019-629-6190） |

県立学校の部活動について

[令和3年4月6日通知]

1 基本的な考え方

部活動（運動部及び文化部）については、引き続き十分な感染症対策を行った上で、生徒の健康・安全の確保のために内容や方法を工夫しながら実施すること。

- (1) 部活動の参加は、生徒本人と保護者の意向を尊重して、参加を強制しないこと。
- (2) 参加する生徒の健康状態を把握し、生徒の体調管理を徹底させること。
- (3) 教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握すること。
- (4) 部活動の実施に当たっては、統括団体（全国連盟・協会等）が作成するガイドラインを踏まえること。

2 活動に当たっての留意事項

(1) 活動について

- ・ 飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避けること。
- ・ こまめな手洗いを励行すること。
- ・ 用具等については、使用前後に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
- ・ 体調のすぐれない生徒は、部活動への参加を見合わせ自宅で休養すること。

(2) 活動場所について

- ・ 活動する場合は、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。
- ・ 教室等を使用する場合は、長時間にわたり密室状態にならないよう、換気を頻繁に行うとともに、十分な身体的距離を確保しながら活動すること。
- ・ 更衣室や部室の利用については、短時間の利用とし、一斉に利用することは避けること。

(3) 活動時間等について

- ・ 活動時間や休養日については、「岩手県における部活動の在り方に関する方針（改訂版）」に準拠し各校で策定した「学校の部活動に係る活動方針」によることとするが、生徒の体調等を考慮し適切に設定すること。
- ・ 活動に当たっては、感染リスクの低減に配慮した、より短時間で効果的な内容となるよう工夫して取り組むこと。

(4) 練習試合及び合同練習について（遠征等を含む）

- ・ 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発令されている地域への遠征等は、感染拡大防止の観点から自粛すること。
- ・ 感染が拡大している地域や外出の自粛等が要請されている地域への遠征等は、慎重に判断すること。
- ・ 特に規制がない地域への遠征等については、事前に遠征先等の地域（県、市等）の制限等を確認の上、当該地域及び学校等の方針に従うこと。
- ・ 生徒の健康状態を把握し、体調に不安を抱える生徒や参加を希望しない生徒は、参加させないこと。また、参加に当たっては、事前に保護者の同意を得ること。
- ・ 実施に当たっては、適切な感染防止対策（移動及び宿泊時等における「三つの密」の徹底的回避）を講じること。
- ・ 担当する教師のみで実施を決定するのではなく、学校として責任をもって判断すること。

(5) 各種大会等への参加について

- ・ 各学校においては、地域の感染状況等を考慮した上で、各種大会への参加の必要性を判断すること。
- ・ 生徒の健康状態を把握し、体調に不安を抱える生徒や参加を希望しない生徒は、参加させないこと。また、参加に当たっては、事前に保護者の同意を得ること。
- ・ 大会における活動以外の場面（移動、宿泊、会場での待機時間等）も含め、生徒、教師等の感染防止対策を講じること。

担当

保健体育課学校体育担当（中村）

TEL：019-629-6190

令和4年5月23日
文部科学省

学校生活におけるマスク着用について

学校でのマスク着用に関する現在の位置付け

- 文部科学省の「衛生管理マニュアル」では、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用するべきとしつつ、併せて以下を示している。
 - ・ 十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ない。
 - ・ 気温・湿度や暑さ指数が高い日は、熱中症等の恐れがあるためマスクを外す。
 - ・ 体育の授業ではマスクの着用は必要ない。ただし、十分な身体的距離が確保できない状況で、十分な呼吸ができなくなる又は熱中症のリスクがない場合には、マスクを着用。
- 感染対策と学びの継続を両立させるため、マスク着用は基本的な感染対策として引き続き重要。一方で、学校現場では、一部慎重な対応が見られるところ、特にこれからの季節において、気温・湿度や暑さ指数が高い中でマスクを着用することで、熱中症のリスクが高まるおそれ。

【 対 応 】

熱中症対策を命に関わる重大な問題として捉え、「衛生管理マニュアル」で示しているマスク着用が不要な場面をより具体的に示し、改めて周知

学校生活の中でマスク着用が不要な場面の例

- ◇ 屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含めた、体育の授業や運動部活動等においてはマスクの着用は不要であることに加え、その具体的な場面への適用に関して、以下もあわせて周知
 - ・ 運動部活動において接触を伴う活動を行う場合には、各々の競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応
 - ・ 練習場所や更衣室等、食事や集団での移動に当たっては、その状況に対応して、マスク着用を含めた感染対策を徹底
- ◇ 熱中症リスクが高い夏場においては、登下校時に、会話を控えるよう注意した上でマスクを外すよう指導

※ 幼稚園においては、2歳以上の小学校就学前の幼児には、マスク着用を一律には求めず、無理に着用させないという方針を踏まえ対応。



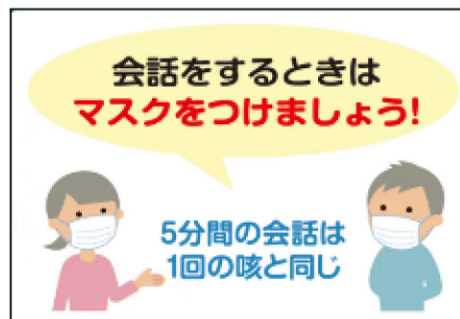
学校における新型コロナウイルス感染症
に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～
(2022.4.1 Ver.8)

(3) 「密接」の場面への対応（マスクの着用）

①マスクの着用について

学校教育活動においては、児童生徒等及び教職員は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用するべきと考えられます。

ただし、マスクの着用については、学校教育活動の態様や児童生徒等の様子などを踏まえ、以下のとおり臨機応変に対応してください。



1) 十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ありません。

2) 気温・湿度や暑さ指数(WBGT)²¹が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外してください。(暑さ指数(WBGT)は環境省ウェブサイト <https://www.wbgt.env.go.jp> で提供)

※夏期の気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。マスクを外す場合には、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいです²²が、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させてください。

※児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導します。

※登下校中の対応については、「第3章 9. 登下校」を参照してください。

3) 体育の授業においては、マスクの着用は必要ありません。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用しましょう。配慮事

²¹ 暑さ指数(WBGT)とは、気温・湿度・輻射熱の3つを取り入れた暑さの厳しさを示す指標で、熱中症の発生と関連しています。

²² 別添資料6(「熱中症事故の防止について(依頼)」(令和3年4月30日付け文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長 初等中等教育局教育課程課長通知))参照

項等については別添資料2（事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（令和2年5月21日））を参照してください。

なお、幼児のマスク着用については、「第5章 幼稚園において特に留意すべき事項について」の内容に十分留意してください。

（参考）透明マスクの活用について

幼児児童生徒の発達段階や特性に応じた成長を支援する観点から、必要に応じて、表情や口の動きが見えつつ鼻や口元が覆われる透明マスクの活用が考えられます。

（参考）フェイスシールド・マウスシールドについて

フェイスシールドやマウスシールドは、密閉度も不十分であり、マスクに比べ効果が弱いことに留意する必要があるとされています。（フェイスシールドはもともとマスクと併用し眼からの飛沫感染防止のため、マウスシールドはこれまで一部産業界から使われてきたものであり、新型コロナウイルス感染防止効果については、今後さらなるエビデンスの蓄積が必要とされています。）²³

例えば、教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりすることが必要な場合であって、透明マスクの確保等が困難な場合には、フェイスシールドやマウスシールドを活用することも一つの方策と考えられますが、この場合には身体的距離をとりながら行います。

（参考）正しいマスクの着用について

正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を
確実に覆う



② ゴムひもを
耳にかける



③ 隙間がないよう
鼻まで覆う

²³ 「分科会から政府への提言 感染リスクが高まる「5つの場面」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」（令和2年10月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/teigen_12_1.pdf



やってみよう！新型コロナウイルス感染症対策みんなができること（動画）

新型コロナウイルスから身を守る方法や他人にうつさないために心がけることをわかりやすく紹介する動画を公開しています。

マスクがない場合に、自作する方法も紹介しています。

タレントの鈴木福君と夢ちゃんと一緒に是非ご家庭でも学んでみてください。

（参考）マスクの素材について

マスクの素材等によってマスクの効果には違いが生まれます。一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされており²⁴、不織布マスクが推奨されています²⁵。こうしたことを保護者に適宜情報提供することも考えられます。

②マスクの取扱いについて

マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルス等が付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔に保ちます。

マスクを廃棄する際も、マスクの表面には触れずにビニール袋等に入れて、袋の口を縛って密閉してから廃棄します。

③布製マスクの衛生管理について（布製マスクの洗いかた）

布製マスクは1日1回の洗濯により、おおむね1か月の利用が可能です。経済産業省が、洗いかたに関する動画をインターネット上に掲載しています（YouTube metichannel「布マスクをご利用のみなさまへ」）。

（検索方法）

- ・ YouTube から「布マスクをご利用のみなさまへ」で検索してください。

<https://www.youtube.com/watch?v=AKNNZRRo74o>

²⁴ 厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）」「問 マスクはどのような効果があるのでしょうか。」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q4-1

²⁵ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日（令和4年3月17日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryuu/kihon_r_040317.pdf